

改正	昭和58年4月1日	平成3年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年10月1日
	平成11年4月1日	平成14年4月1日
	平成18年4月1日	

第1 目的

この要綱は、在宅の心身障害者（児）（以下「障害者」という。）の福祉対策の一環として、保護者又は家族（以下「保護者等」という。）の疾病等により、緊急に保護を必要とする在宅の障害者を市が一定期間施設にて保護することにより、円満な家庭生活の維持と福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 対象者

- 1 保護の対象者は、市内に居住する在宅の障害者（児）で、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 保護者等の疾病、事故又は出産等の事由により、一時的に介護がなされなくなる者
 - (2) 近親者の冠婚葬祭等により保護者等が不在となり、一時的に介護がなされなくなる者
 - (3) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項に規定する障害者とは、知的障害（おおむね愛の手帳1～4度）、身体障害（おおむね身体障害者手帳1～3級）、脳性まひ又は進行性筋萎縮症の障害を有する者をいう。
- 3 第1項の規定にかかわらず、医療機関での入院医療を受ける必要があると認められる者は、緊急一時保護の対象者とししないものとする。

第3 保護施設

本事業を実施するため、別に定める施設を保護施設とする。

第4 保護の申請及び決定

- 1 保護を希望する保護者等は、あらかじめ登録するものとする。あらかじめ当該施設の判定を受けるものとする。
- 2 保護の必要が生じたときは、市長に対し、別に定める手続きにより申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに保護の必要性を確認のうえ、保護施設の長の同意を得て、保護の決定を行うものとする。

第5 保護の期間

- 1 宿泊を伴う保護は、原則として7日以内とする。ただし、特別な事由があると認められるときは、入所日から1か月に限りこれを延長することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、真に止むを得ないと認められるときは、入所日から3か月に限りこれを延長することができる。

第6 移送

保護を必要とする障害者（児）の移送は、保護者等が行うものとする。

第7 関係職員の立会い

保護施設の入退所に際しては、必要に応じて市職員が立ち会うものとする。

第8 経費

本事業に要する経費は、市の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、保護者等の負担とする。

- (1) 給食費（金額等については、別に定めるものとする。）
- (2) 治療の必要があった場合における当該医療費
- (3) 日常生活用品及びおやつ等の諸雑費

第9 その他

この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。